

# 博物館だより



No.112

平成28年3月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行  
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13  
TEL 0930-33-4666  
FAX 0930-33-4667

## 博物館友の会

### 会員募集!

みやこ町歴史民俗博物館友の会  
は「故郷を楽しく学ぶ」をモットーに、講演会やバスハイク・歴史たんけんウォークなど、さまざまなイベントや学習会を行っています。関心のある方なら、どなたでもお気軽に参加いただけます。ぜひ、ご入会下さい。

#### ♪入会の方法

博物館の窓口で会費を納めてください。

#### ♪年会費

個人会員 3,000円

家族会員 1名2,000円

※年度途中の入会は月割会費

#### ♪お問い合わせ先

みやこ町歴史民俗博物館内  
友の会事務局  
Tel 0930・33・4666

## 3月期歴史講座 開催日のご案内

### 【漢詩紀行講座】

3月5日(土) 9時30分～

### 【古文書講座】

3月12日(土) 10時00分～

### 【古典かな講座】

3月19日(土) 9時30分～

### 【金曜古文書講座】

3月25日(金) 10時00分～

### 【みやこ学講座】

3月26日(土) 10時00分～

※日程等変更となる場合があります。

歴史を学ぼう!文化にふれよう!

## 歴史講座受講生募集!

博物館では新年度からの歴史講座の受講生を募集します。

歴史講座には「漢詩紀行講座」「古典かな講座」「古文書講座」「金曜古文書講座」「みやこ学講座」の各コースがあります。受講希望の方はお気軽に博物館までお問い合わせください(継続して受講を希望される方の申込みについても不要です)。

なお講座では毎回資料代として200円が必要ですのでご了承ください。

### 講座の内容

#### 【漢詩紀行講座】

○講師 宮原加代子 先生

○内容 小宮豊隆が崇敬した夏目漱石の漢詩の世界を味わいます。あわせて漢詩の基礎を学びますので初心者も歓迎です。筆記用具・辞典などをご持参ください。

○実施日 毎月第1土曜日  
午前9時30分～

#### 【古典かな講座】

○講師 宮原加代子 先生

○内容 万葉集編纂に大きくかかわった大伴家持の歌を鑑賞・手習いしていきます。初めての方も歓迎します。筆記用具・用紙などをご持参下さい。

○実施日 毎月第3土曜日  
午前9時30分～

#### 【古文書講座】

○講師 当館学芸員

○内容 江戸時代の人々が「くすし字」で書いた手紙や日記などを解説します。特にみやこ町に関わる古文書を歴史的な背景についての解説を交えながら読み進めます。

○実施日 毎月第2土曜日  
午前10時00分～

#### 【金曜古文書講座】

○講師 当館学芸員

○内容 博物館に収蔵される古文書を主なテキストとして江戸時代後期以降の豊前地域をめぐる行政・生活・文化に関わるさまざまな情報を読み解きます。

○実施日 毎月第4金曜日  
午前10時00分～

#### 【みやこ学講座】

○講師 当館学芸員

○内容 郷土の歴史について、講義はもちろん、実際に現地(遺跡やゆかりの地など)を歩いて、見て、触れる「体験型学習」を行います。

今年「豊前地方の自然と文化遺産」をテーマに学習を進めます。

○実施日 毎月第4土曜日  
午前10時00分～

※見学会は開催の都度連絡します。

## 1月の業務日誌から

1月29日(金)、久保小学校3年生の皆さんが社会科「昔のくらしと道具」学習のため訪れました。今は使われなくなった暮らしの道具を通して、先人の知恵・工夫・努力を学びました。

1月31日(日)、歴史文化カレッジ特別講演会が開かれ、日仏交流史研究家クリスチャン・ボラック氏による「絹と光-知られざる日仏交流100年の歴史-」と題した文化講演が行われました。



▲日仏交流と日本の近代化について紹介されました



▲道具にまつわる「物語」に聞き入る子どもたち

# みやこの歴史発見伝 85

古文書が語る村の生活と文化 21

## 明治維新と神社の仏像

### 「生立八幡宮」僧形八幡神像「一件」

ご神体の僧形八幡神像

左の【史料】は、明治二年（一八六九）に、現みやこ町犀川生立に鎮座する生立八幡宮の神官が、香春小笠原藩（旧小倉藩）のちに豊澤藩に提出した願書です。内容は、「仏像を神社のご神体とするのは止めよ」という朝廷の指示に従い、生立八幡宮ご神体の仏像を京都へ

持って行き、神祇官（全国の神社を管理・管轄などした政府機関）の許可を受けて神像の形に改めたいというものでした。

ここでいう生立八幡宮ご神体の仏像というのは、十四世紀末に地元の武将・西郷高頼という人物が寄進した僧形八幡神像のことです。八幡神とは、もともと豊前地方で

#### 【史料】

木造坐像

生立八幡宮 僧形八幡神像

長井手永大庄屋

御願書

生立八幡宮 僧形八幡神像

御願書

生立八幡宮 僧形八幡神像

御願書

己

長井手永大庄屋

#### 【解説文】

奉願口上覚

中古以来、神体二仏像有之分取除候様、先般従 朝廷被 仰出候趣奉畏候、然ル所、生立八幡宮仏像一体御座候間、此度私義登京仕、神祇官へ願出、神祇二相改度奉願候、此段宜被 仰上可被下候、以上

木山村

己二月 生立社社司

熊谷対馬守

（長井手永大庄屋

明治2年日記

2月25日条）



▶木造僧形八幡神坐像（生立八幡宮蔵）

宇佐神宮を中心に祀られていた土着の神でした。それが、国運にかかわるお告げ（託宣）を下したり、また、清和源氏をはじめ、全国の武将から武神として崇められたことにより、各地に八幡神が祀られ、八幡神社が建立されたのです。

また、八幡神は「本地垂迹説」という考え方にもとづいて、早くから神仏習合の形、つまり仏教と結びついた形で信仰され、呼び名は八幡大菩薩、その彫像は僧の姿で表現されました。これが僧形八幡神像です。

#### 神仏分離政策

明治政府が、神道の国教化政策を進め、神社から仏教的なものを排除する政策（神仏分離政策）を実行したことはよく知られています。その政策の初めに出された法令に、いわゆる「神仏判然令」があります。

三月に出されたこの法令の第二条には、「仏像をもって神体と致し候神社は、以来相改め申すべきことす。慶応四年（明治元年・一八六八）



▲生立八幡宮（みやこ町犀川生立）

と」（『太政類典』）とあります。つまり、「以後、仏像をご神体としてはならない」というのです。【史料】でいう朝廷の指示とは、具体的に、この神仏判然令第二条を指しています。

#### 資金計画

生立八幡宮の僧形八幡神「改像」計画は、具体的な予算も練られています（長井手永大庄屋明治二年日記二月二十六日条）。それによると、総事業費は九十二両余りで、主な内容は、禁裏御所（朝廷）や神祇官などへの礼金の類がおよそ三十三両、彫刻代が三十両、船賃が七両。在京中の雑費が十両でした。これを現在の貨幣価値に換算するのは簡単ではありませんが、前年の明治元年十二月から豊津台地での新藩庁建設が始まり、村々に過重な負担が割り当てられ始めた時代状況を考えて、決して小さな金額ではなかったことでしょう。

#### 文化財としての今

実は、上掲【史料】の願書には、生立八幡宮の神官と、同社の所在する木山村（現みやこ町犀川木山）の庄屋が連名で記した資金の調達に関する歎願書が添えられていました。それによると、必要なおよそ一〇〇両の資金のうち、半分は氏子の村々が負担するので、残り半分は五〇両は、生立八幡宮が所在する仲津郡（現みやこ町と行橋市の一部）全体で負担するよう命じてほしいというものでした。江戸時代、生立八幡宮は仲津郡の「大社」に位置づけられ、他の神社とは異なる特別な扱いを受けていました。その先例にもとづいて、郡全体での負担を求めたのですが、他郡に例がないことや、時局柄、これ以上の負担を村々に強いられない、などの理由から、藩からの回答は、事実上「不可」でした（同前史料二月二十九日条）。

その後、この像はご神体の座を降りましたが、昭和三十六年（一九六一）に「木造僧形八幡神坐像」の名称で福岡県の文化財に指定されました。現在、当館でお預かりし、常設展示していますが、颯爽とした青年僧を思わせるその姿は、紛れもなく、当地方の中世を象徴する文化財の一つです。

もし、あの時神像に改められていたら、衣冠束帯の「お公家さん」のようなお姿になっていたかもしれません。（川本英紀）